

男女平等に関する国内の動向や取り組み

1 女性の活躍推進等について

(1) 年表でみる取り組み

	主だった動き・法律の整備等
平成 26 年(2014 年)	・内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置
平成 27 年(2015 年)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定
平成 28 年(2016 年)	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正 ・「ニッポン一億総活躍プラン」の策定 ・「東京都女性活躍推進白書」の策定
平成 29 年(2017 年)	・「育児・介護休業法」の改正 ・「東京都女性活躍推進計画」の改定
平成 30 年(2018 年)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行
令和元年(2019 年)	・女性活躍推進法の改正
令和 4 年（2022 年）	・女性活躍推進法の改正 ・「東京都女性活躍推進計画」の改定
令和 6 年（2024 年）	・「育児・介護休業法」の改正
令和 7 年（2025 年）	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（女性活躍法）の期限を10 年間延長（令和18 年 3 月 31 日まで）
令和 7 年（2025 年）	独立法人男女共同参画機構法（整備法）及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（整備法）（令和 8 年 4 月 1 日設立）

(2) それぞれの取り組みの詳細

①女性の活躍推進に向けた取り組み

・女性活躍法の期限延長

職員の男女の給与の額の差異及び管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の情報公表を義務付けること等の措置を講ずる。

② 独立法人男女共同参画機構法（整備法）及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（整備法）（令和 8 年 4 月 1 日設立）

「基本法の施行から 25 年、我が国の男女共同参画の現状を見ると、意思決定過程への女

性の参画、女性の経済的自立等、なお一層の努力が必要とされている。こうした現状を鑑み、国の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として機構を新設する。

また、機構に「ナショナルオブセンターズ」として機能を付与し、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援することで、女性に選ばれる地域づくりを後押しする。」（「機構法制定の趣旨」より抜粋）

2 その他男女平等に関連する事項について

別紙「内閣府ホームページ 令和7年度版男女共同参画白書を公表しました」参照

[内閣府ホーム](#) > [広報・報道](#) > [内閣府New Wave](#) > 令和7年版男女共同参画白書を公表しました

令和7年版男女共同参画白書を公表しました

2025年6月19日

令和7年版男女共同参画白書を公表しました



特集テーマ

男女共同参画の視点から見た魅力ある地域づくり

第1節 人の流れと地域における現状と課題
第2節 若い世代の視点から見た地域への意識
第3節 魅力ある地域づくりに向けて



6月13日、「令和7年版男女共同参画白書」を公表しました。

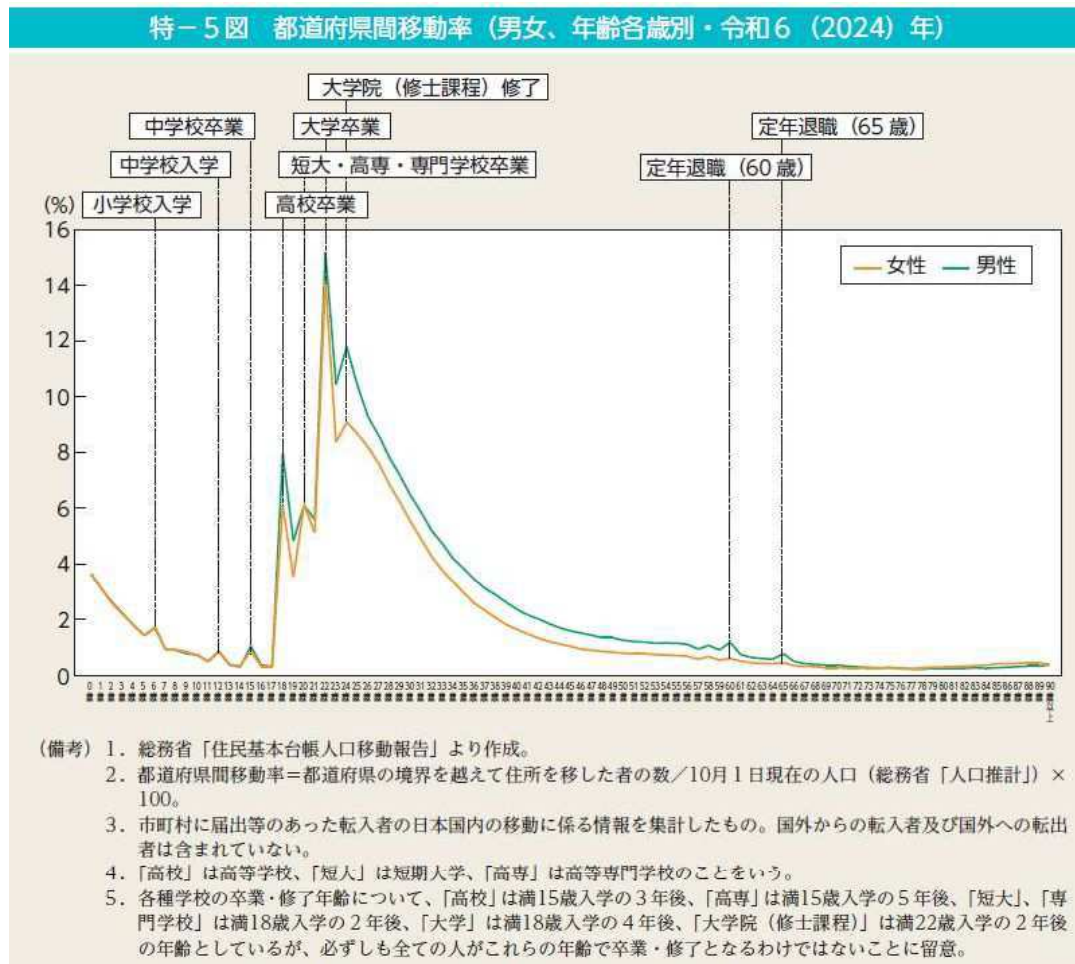
男女共同参画白書は、男女共同参画社会基本法に基づき男女共同参画社会の形成の状況等について国会に毎年報告されるものです。

今年の特集テーマは「男女共同参画の視点から見た魅力ある地域づくり」です。

我が国の男女共同参画の更なる推進のためには、若い世代、特に女性にも選ばれる地方を実現することが重要です。しかし、急速に進行する少子高齢化や人口減少の中で、近年、若い世代が進学、就職、結婚等を機に地方から都市へ転出した後、特に女性において、都市に留まり地方へ戻らない傾向が強くなっています。地域の活力を高めていくためにも、性別

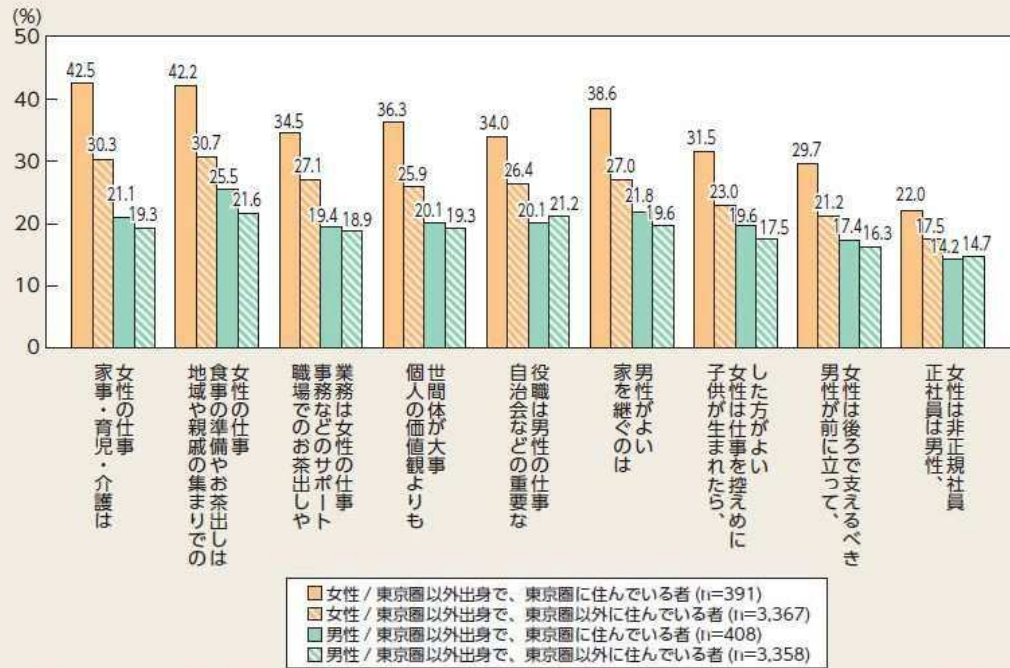
に関係なく個性と能力を発揮できる魅力的な地域づくりを進めていくことが求められます。

第1節「人の流れと地域における現状と課題」では、都道府県別の人口構造、人口増減や、ライフイベント時の年齢における都道府県間移動率などの状況を確認した上で、男女間、地域間の差異について概観しています。



第2節「若い世代の視点から見た地域への意識」では、内閣府で新たに実施した意識調査等の結果を用い、地域における女性や若者を取り巻く状況を整理した上で、固定的な性別役割分担意識等に基づく地域における構造的な問題に起因する課題について深掘りしています。

特-37図 出身地域における固定的な性別役割分担意識等（男女、現住地域別）
（東京圏以外出身者）



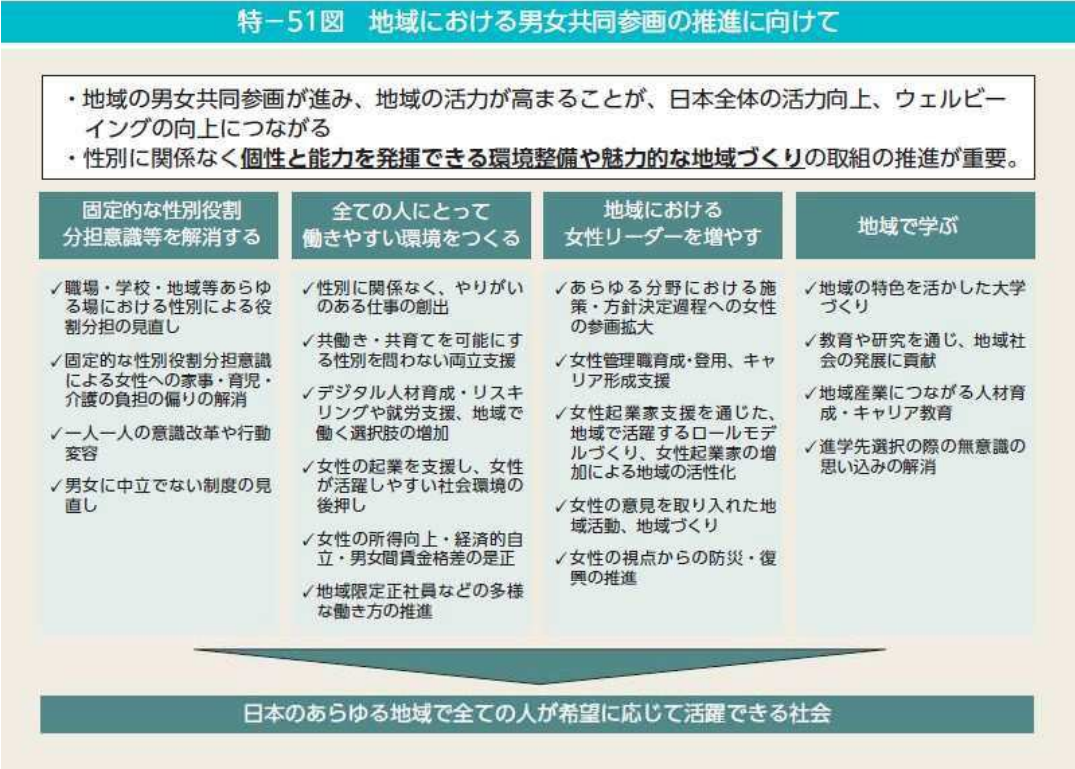
（備考）1. 「令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」（令和6年度内閣府委託調査）より作成。回答者は18～39歳の男女。

2. 「中学校卒業時点であなたが住んでいた地域で、下記のようなことはありましたか。最も当てはまるものをお選びください。（それぞれ1つずつ）」と質問。選択肢は、「よくあった」、「時々あった」、「あまりなかった」、「全くなかった」、「わからない」。このうち、「よくあった」と「時々あった」の計を表章。

3. 東京圏は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県。
東京圏以外出身で、東京圏に住んでいる者…中学校卒業時点では東京圏以外に居住しており、現在は東京圏に居住している者。

東京圏以外出身で、東京圏以外に住んでいる者…中学校卒業時点も、現在も東京圏以外に居住している者。

第3節「魅力ある地域づくりに向けて」では、第1節、第2節での分析を踏まえ、地域における男女共同参画の推進に向けて必要となる取組や、女性や若者にも選ばれる地域の在り方について考察しています。



該当施策のページ

[男女共同参画白書](#)

[このページの先頭へ](#)

[このホームページについて](#) [所在地情報](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [サイトマップ](#) [御意見・御感想](#)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話番号 03-5253-2111(大代表)
内閣府法人番号 2000012010019

© Cabinet Office, Government of Japan